

第1章 災害予防計画

基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による経済活動の停滞を防止するとともに市民の生活環境の維持向上に資するため、主要幹線道路等の交通及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急事態に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防に万全を期する。

第1節 雪害に強い地域づくり

(全部局)

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の低下及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等を防止し、雪害に強い地域づくりに努める。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを進める。
- 2 冬期の道路交通を確保するため、迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪により鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策により電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信を確保するため、予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 豪雪時における医療を確保するため、体制の整備を図る。
- 9 雪害による農林産物の被害を防ぐため、適切な技術指導、啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進について、周知を図る。
- 11 豪雪時における児童生徒等の安全確保及び冬期における教育等の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制を確立するとともに交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について市民に対し普及、啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い地域づくり

(1) 現状及び課題

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行う。

(2) 実施計画

ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

イ 雪害に強い市域の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を

総合的、計画的に推進する。

- ウ 雪崩による災害を防止するため施設等の整備を進めるとともに、雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- エ 積雪寒冷度が特に甚だしい地域で、道路交通の確保が必要と認められて、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵及び消雪施設等、防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- オ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を実施する。
- カ 降雪期を前に、関係部課長で構成する「雪対策会議」を開催し、積雪・除雪時の対応を協議する。

2 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪地帯の冬期の道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努める。

市、県及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携のもと、迅速かつ適切に対応する。

(2) 実施計画

ア 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、市、県及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

イ 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、市、県及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

ウ それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の維持、回復を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与える恐れがある支障木の伐採等の対策を行う。

また、市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪を呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。

エ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

オ 常設雪捨て場を確保するとともに、必要に応じ、臨時雪捨て場を設置する。

カ 除雪機械の整備を行うとともに、市の道路環境に適した機械により除雪体制が効果的に行えるよう、民間の除雪機械の保有状況等を把握する。

キ 厳しい気象条件の下で早朝又は夜間の除雪作業等は困難を伴うため、市民は、次の事項に留意して円滑な除雪作業に協力するとともに、住宅については自力除雪に努める。

(ア) 路上駐車等、除雪の妨げになる行為はしない。

(イ) 道路除雪後、除雪された雪が凍結する前に、自ら住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。

(ウ) 交通の支障となる道路への雪出しを行わない。

(エ) 下流において溢れる原因となる水路への雪捨てを行わない。

ク 雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助によ

る雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

- ケ 集中的な大雪に対しては、国[国土交通省]、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考えとして、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な交通規制を行い、集中的な除雪作業をに努める。

3 雪崩災害予防

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

(2) 実施計画

- ア 雪崩危険地区の点検を随時実施し、危険箇所における計画的な雪崩対策の推進を図る。
- イ 防災林の維持管理を図るとともに、育林中の防災林については関係住民の協力を得て計画的に管理を実施する。

4 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

雪害の恐れのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

5 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪時における医療の確保を図る。

(2) 実施計画

患者輸送車の整備等を実施する。

6 農林産物対策

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対し適切な技術指導を行う。

(2) 実施計画

- ア 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。
- イ 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。

- ウ 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。
- エ 特用林産施設を所有する生産者に対し、ハウス設備等の倒壊を防止するよう指導する。
- オ 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実施等に対し技術指導を行う。また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐため、適正な処理を行うよう指導、支援する。

7 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について周知、指導を行う。

(2) 実施計画

- ア 建築物の雪害防止のための指導、啓発を行う。
- イ 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- ウ 多数の者が利用する建築物の所有者に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- エ 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- オ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- カ 建築物の所有者等が実施する安全対策
 - (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。
 - (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

8 教育等の確保

(1) 基本方針

学校等においては、児童生徒等の生命、身体、安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育等を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

県が実施する対策に準じて、市の防災計画等を踏まえ適切な対策を行う。

9 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、重要な文化財を指定・登録し保護しており、これら貴重な国民的財産を正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における国・県及び市の指定文化財の中で、多雪地区あるいは山間地にある文化財建築物等については、積雪による破損や損傷の恐れがあるため適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損又は損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ 所有者等が実施する対策

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

10 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡のもと対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に努める。

(2) 実施計画

大町警察署、大町消防署、大町市消防団ほか関係機関と密接な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる。

11 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動、市民相互の支え合い活動等により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることが可能である。このため、市民に対する雪害に関する知識、雪害を予防する体制の普及・啓発や、地域で連携して支援する体制の整備が必要であると共に、集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、県の計画を参考に、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図る。

また、自主的な除雪が困難な高齢者世帯等の除雪を、地域で連携して支援する体制を整える。

イ 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(全部局)

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等を市民に対し伝達する体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪害災害等に対し配慮する。
- 4 雪処理の担い手を確保する体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、震災対策編第2章災害応急対策計画、第2節「非常参集職員の活動」の伝達系統のとおりであるが、防災関係機関は、円滑かつ速やかな情報の伝達をできるよう体制を整備する。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うため、緊急輸送体制を整備するとともに、関係機関は除雪体制を強化する。

(2) 実施計画

スノーシェットの設置や、除雪体制の強化等による安全性を確保する。

3 避難収容関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の建設にあたっては、雪崩等に対する安全性や、寒さ対策等に配慮する。

(2) 実施計画

ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩の恐れがない場所に建設する。

イ 避難施設等における暖房設備の設置等、寒さ対策に配慮する。

ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩の恐れがない場所を把握する。

4 雪処理関係

(1) 基本方針

関係機関は雪処理の担い手となる地域住民、ボランティア及び建設業団体の受け入れ等の体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 豪雪に備えた地域住民による支援体制の整備を推進する。

- イ 地域でボランティアを受け入れる体制を構築する。
- ウ 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対し啓発普及を図る。
- エ 建設業団体等と連携し、除排雪に必要な機械の確保を図る。

第3節 観測・予測体制の充実

(全部局)

第1 基本方針

雪を克服し、また、雪をより有効に利用するため、降雪量等雪に関するより迅速かつ正確な情報を提供できる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による情報提供体制の整備を推進する。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 情報を提供する体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握する体制を整備するとともに、降積雪のデータの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

- ア 降積雪に関するデータを保存・整理する。
- イ 長野地方気象台からの情報収集のほか、オンラインによる気象状況の正確な把握ができる体制を整備する。
- ウ 道路利用者に対し、通行規制及び気象情報、路面情報等の雪道情報を、迅速かつ正確に提供する体制を整備する。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

関係機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

- ア 市ケーブルテレビ、屋外文字放送、有線放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、関係事業者との協力関係の構築を図る。
- イ 市民に対し、市のホームページ等を利用した情報を提供する体制を整備する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、雪害に特有な事項について定める。

第1節 災害直前活動

(全部局)

第1 基本方針

雪害の発生の恐れがある場合は、円滑な災害応急対策を実施できるよう、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止する活動を行う。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 現状及び課題

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、関係機関に伝達するとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、震災対策編第1章第4節「活動体制」及び、第2章第2節「非常参集職員の活動」のとおりである。

(2) 実施計画

雪に関する気象警報・注意報の伝達は、震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」のとおりである。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

ア 積雪、降雪、融雪等の状況により避難が必要な場合は、適切な避難誘導を実施する。

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 実施計画

ア 避難が必要な場合は、避難準備情報、避難指示を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

イ 必要に応じ、ヘリコプターによる避難を検討し、必要な場合は県に要請する。

ウ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

エ 市民への避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線をはじめとした効果

的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

(全部局)

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動
- 3 雪害時における通信を確保するための活動
- 4 冬期における児童生徒等の教育の確保
- 5 文化財の積雪による破損等の恐れがある場合の応急活動
- 6 応急活動を実施するための警備体制の確立
- 7 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動

第3 活動の内容

1 道路除雪等の活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うため被害の拡大を防止するとともに、緊急物資を被災者に供給するため、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の特性、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力等を勘案し、作業量及び緊急度に応じた除雪体制をとる。

なお、関連する他の道路機能の状況との整合を図る。

(2) 実施計画

ア それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、大雪時には迅速に道路交通を確保し、道路機能の維持を図る。

イ 家屋倒壊による被害を防止するため、市民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じて支援を行うよう努める。

<除雪作業の出動基準>

区 分	出動基準	作業終了時間（目安）	出動判断
八坂地区	道路上の積雪 10 cm	通勤、通学の時間帯前の完了をめざす。	除雪業者の判断による。
そ の 他	道路上の積雪 12 cm		

2 鉄道運行の確保

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点に立ち、可能な限り雪害時の輸送確保に努める。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、被害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の疎通確保と迅速な復旧に努める。

4 市民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

ア 雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等、自ら雪下ろし等の実施が困難な世帯のため雪害救助員を派遣する。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民やボランティアによる支援を行う。

イ 平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

(2) 実施計画

ア 市民による自力除雪の際の危険防止について、注意喚起等の広報活動を行う。

イ 広範囲な地域住民の参加やボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

5 教育等の確保

(1) 基本方針

学校等においては、児童生徒等の生命、身体 of 安全確保に万全を期すとともに、冬期における教育を確保するための対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 学校等の長は、天候の急変に際して市教育委員会等関係機関と密接な連絡のうえ、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な措置をとる。

イ 学校等の長は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の繰替、始業・終業時刻の変更等、学校等の運営について弾力的に対応する。

ウ 学校等の長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生の恐れがあるときは気象情報等を伝達する等事故防止に努める。

エ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度によっては破損する恐れがあり、学校等の長はこれを防止するため時機を逸しないよう雪下ろし等を実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、重要な文化財を指定・登録し保護しており、これらは貴重な国民的財産を正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における指定文化財の中で、山間地にある文化財建造物等について積雪による破損や損傷の恐れがある場合は、必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷の恐れがある場合、施設管理者及び所有者等はこれを防止するため、時期を逸しないよう雪下ろし等を実施する。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡のもと対策を推進し、雪害が発生し又は発生する恐れがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

(2) 実施計画

大町警察署、大町消防署、大町市消防団等防災関係機関と連絡を密にし、被害を最小限にとどめるよう努める。

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本市は、急しゅんな地形が多く、また一日に1 m以上の降雪を記録する地域もあることから、雪崩等の災害が発生する可能性が高く、適切な応急対策を実施する。

(2) 実施計画

ア 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、県等と連携を図りながら雪崩危険箇所(point)の点検を実施する。

イ 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。

ウ 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

第3節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置

(全部局)

第1 基本方針

災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

第2 主な活動

避難収容等にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合の避難収容等にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分配慮して行う。

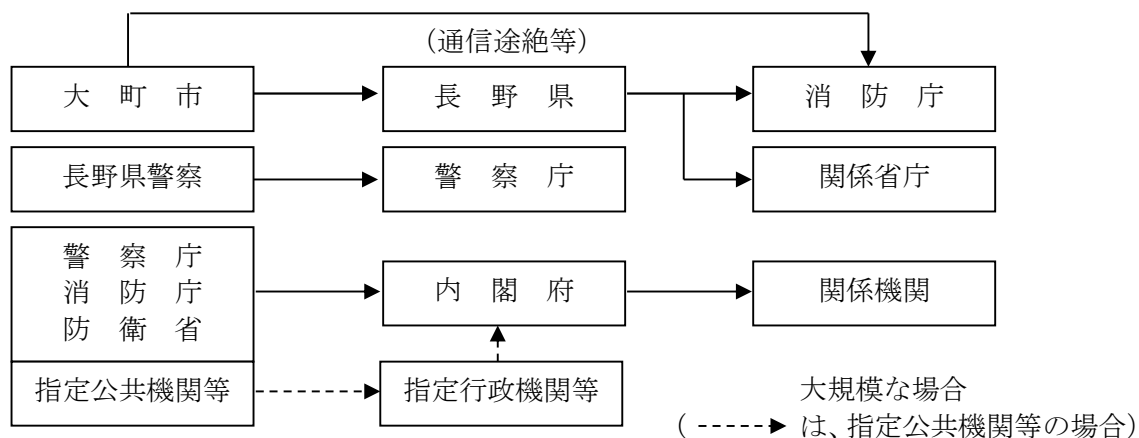
(2) 実施計画

ア 避難誘導にあたっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に関する情報を提供する。

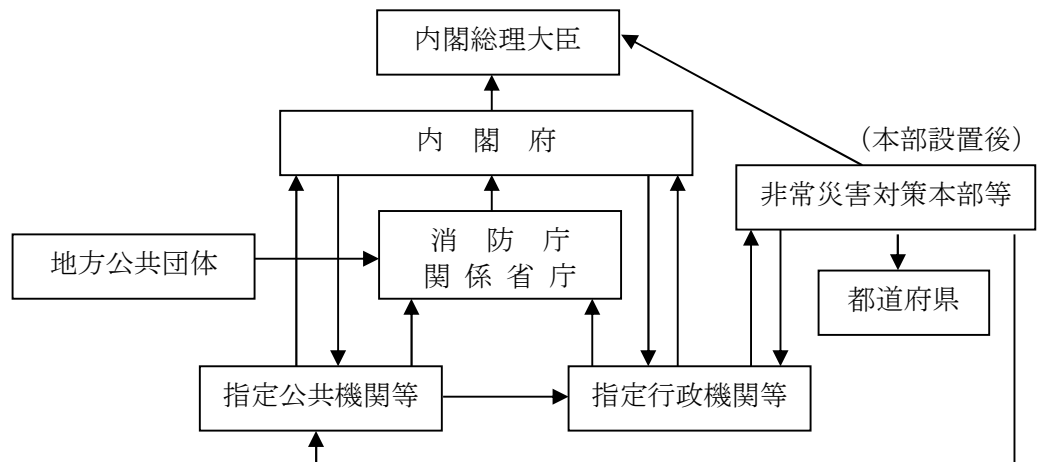
イ 指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

第4 雪害における連絡体制

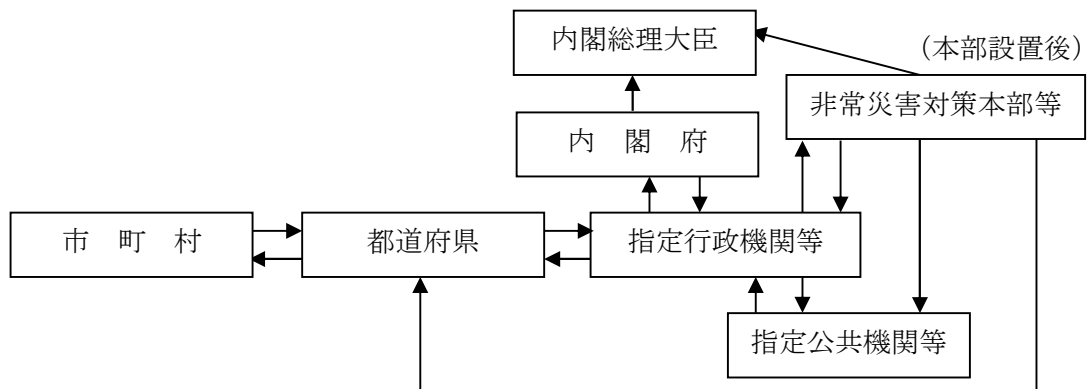
(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。